

太陽光発電施設に関する トラブル・規制の状況

令和2年8月20日

山梨県

全国における太陽光発電事業をめぐるトラブル事例

※ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(R2.3) から引用

太陽光発電施設は、再生可能エネルギーを活用することによって地球温暖化対策に資するものですが、立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域住民等の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼすおそれがあります。

過去の被災事例等も参考にしましょう

太陽光発電施設の設置を検討する際、災害リスクの高い場所をできる限り避け、地域の状況に応じた適切な設計・施工をするに当たっては、過去の被災事例等が参考になります。事業区域内で土砂災害が起きた事例や水害により施設が影響を受けた事例等も参考にしましょう。

■ 法面の崩壊が発生し、法面保護工が崩れて流出した事例



■ 傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



■ 台風時の水害により施設が水没した事例

出典：(右上、左下)「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版」(平成31年4月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)・奥地建産・一般社団法人太陽光発電協会)、(右下)事業者提供

鉄道や高速道路など重要な施設の近くに設置する場合は、慎重な検討が必要です

平成30年7月の西日本豪雨の際、神戸市須磨区の山陽新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が崩落し、安全確認のため、新幹線が一時運行を見合わせる事態が発生しました。

平成30年12月に制定された「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」では、鉄道近傍(鉄道用地の敷地境界から50m以内)、道路近傍(高速自動車国道、一般国道等の道路用地の敷地境界から20m以内)で事業を行う場合、許可申請が必要とされています。



出典：神戸市提供



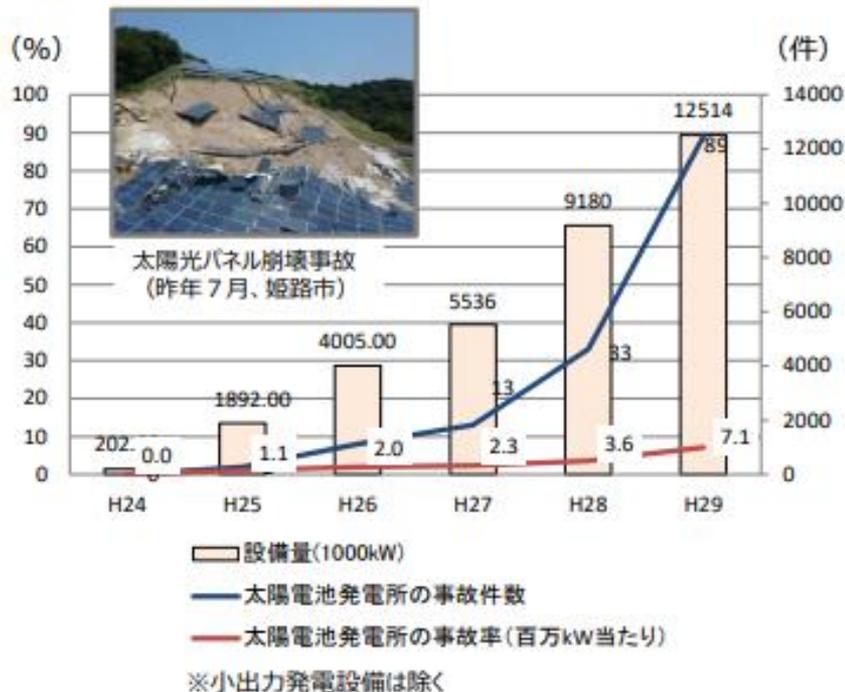
アレイの高さが人の身長より大幅に高く、地方公共団体の景観計画の中で言及されている、山岳を一望するパノラマ景観の眺望を阻害している事例
出典：平成29年度都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査報告書」(平成29年度国土交通省委託事業)¹

太陽光発電設備の事故状況

- 固定価格買取制度が導入されて以降、再エネ設備を中心に自家用電気工作物の設置件数は増加の一途をたどっており、今後も継続的に増える見込み。特に、急激に増加している太陽電池発電設備については、事故件数・事故率ともに増加している。
- また、昨年は、自然災害に伴う社会的にも影響が大きな再エネ設備の事故が頻繁に発生し、小出力発電設備を含む再エネ設備関連の事故に対する社会的な関心が高まっている。

＜太陽電池発電設備の事故件数の推移＞

- ・太陽電池発電設備の導入量の増加と共に、事故件数・事故率ともに増加傾向にある。



＜昨年の災害時の太陽電池発電設備の事故状況＞

※小出力発電設備は除く

		平成30年 7月豪雨	台風21号	北海道地震	台風24号
原因	合計(発電所数)	19	23	3	3
	水没	8	-	-	-
	土砂崩れ	11	-	-	-
	強風	-	20	-	3
損傷部位	高潮	-	3	-	-
	パネル	10	21	2	3
	パワーコン	9	5	1	1
	キュービクル	4	1	-	-
	その他	9	7	2	2

＜小出力発電設備の事故事例＞

- ・昨年7月の西日本豪雨時、神戸市において、小出力の太陽電池発電設備の崩落事故が発生し、山陽新幹線が一時運転を見合わせ。
- ・本年1月、青森県において、小出力の風力発電設備で、ナセルの落下事故が発生。(右写真)



小出力発電設備(風力)の事故
(ナセルの落下、本年1月)

自治体の規制の状況

都道府県による規制の状況

□ 岡山県、和歌山県、兵庫県の3県において、条例により規制

<設置を禁止する区域を指定（1県）>

■ 岡山県（2019年10月施行）

- ・ 土砂災害の発生する恐れが特に高い区域（砂防指定地、土砂災害特別警戒区域など）は、設置を禁止。設置する場合は、規模に関わらず知事の許可が必要。
- ・ 土砂災害の発生する恐れが高い区域（土砂災害警戒区域）に50kw以上の施設を設置する場合は、知事への届出が必要。
- ・ 許可条件に違反した場合は、許可取り消し、撤去命令、公表

<一定の規模以上の施設は届出、認定等（2県）>

■ 和歌山県（2018年6月全面施行）

- ・ 50kw以上の施設の設置には、知事の認定を受けることが必要。
- ・ 市町村長の意見等を踏まえ、認定基準（防災、環境等への観点）に適合しているか判断。
- ・ 認定を受けずに事業を実施した場合は、勧告、命令、公表

自治体の規制の状況

■ 兵庫県（2017年7月施行）

- ・ 事業面積が5,000㎡(一部1,000㎡)以上の施設の設置には、知事への届出が必要。
- ・ 施設基準（防災、景観等）に適合しない場合は、指導・助言、勧告、公表
- ・ 無届、虚偽届出の場合は、5万円以下の罰金

<独自のガイドラインにより指導>

- ・ 山梨県をはじめ、茨城県、栃木県、静岡県など10道県で策定済み。

<条例、ガイドライン以外>

環境省「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集」(2016年)によると次のとおり。

- ・ 環境影響評価条例の対象に位置づけて対応
- ・ 環境保全・緑地保全等に関する条例、土地開発等に係る条例等により、事業者に対して制度の目的に応じた環境配慮を促す対応

市町村による規制の状況

□ 一般社団法人地方自治研究機構によると、R2.5末時点で確認できたもので、令和に入ってから39市町村が制定。本県では、北杜市、西桂町が制定。

<設置を禁止する区域を指定>

■ 神戸市（2019年7月施行）

- ・ 禁止区域（災害危険区域等）への設置禁止。
- ・ 許可申請、届出が必要な区域の設定。
- ・ 命令に従わない場合や、無届出等の場合は過料（1万円、5万円）

<一定規模以上の施設は首長の許可または届出が必要>

■ 山梨県北杜市（2019年10月施行）

- ・ 10kw以上の施設の設置には、市長の許可が必要。
- ・ 無許可設置等の場合は、5万円以下の罰金

■ 山梨県西桂町（2020年1月施行）

- ・ 10kw以上の施設の設置には、町長への届出が必要。
- ・ 無届、虚偽届出等の場合は、勧告、公表